

平成20年(ワ)第127号文書提出命令申立事件（本案 平成20年(ワ)第393号不当利得返還等請求事件）

決 定

愛知県一宮市

申立人（原告）

同訴訟代理人弁護士

同

望 月 直 子

瀧 康 暢

東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

（送達場所 愛知県一宮市本町3-11-1

株式会社三菱東京UFJ銀行一宮支店）

相手方

同代表者代表取締役

株式会社三菱東京UFJ銀行

畔 柳 信 雄

主 文

相手方は、本決定送達の日から14日以内に別紙文書目録記載の文書を提出せよ。

理 由

申立人は、相手方一宮支店（以下「本件支店」という。）が所持する別紙文書目録記載の文書（以下「本件文書」という。）の提出命令を求める申立てをしたところ、本件文書は、本件支店が所持しており、本件支店に開設された普通預金口座へ申立人の名で振り込まれた事実を記載する文書であり、振込人たる申立人の利益のために作成された文書であって、申立人と本件支店との間の振込手続に関する法律関係を記載した文書でもあると解されるので、民事訴訟法220条3号前段、後段に該当する文書である。そして、本件訴訟の経過に照らせば、文書提出の必要性が認められるので、上記申立てを認容することが相当である。

よって、主文のとおり決定する。

平成21年3月10日

名古屋地方裁判所一宮支部

裁 判 官 鬼 頭 清 貴

(別 紙)

文 書 目 録

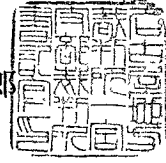
相手方一宮支店における [REDACTED] 名義の普通預金口座 (口座番号 [REDACTED]) の、昭和58年1月1日から平成7年3月31日までの取引で、申立人名 ([REDACTED]) による振込年月日及び振込金額が記載された文書 (電磁的記録, マイクロフィルムによる記録を含む)

以 上

これは謄本である。

同日於同庁  
裁判所書記官

西郷二郎



2 / 年 3 月 23 日

一官簡易裁判所B-2様

三菱東京UFJ銀行

書類をお届けいたします

いつも、三菱東京UFJ銀行をご利用くださいます、  
ほんとうにありがとうございます。

さて、下記の書類をお届けいたしますので、  
お確かめのうえ、お取めください。

(平成 20 年 (五) 第 127 号  
平成 20 年 (七) 第 393 号)



記

様の通帳明細 32枚

平成1年1月から平成17年3月31日までです

平成1年1月以前については当行は保管しておりませんので  
お願ひします。又明細がありますが該当振込のちり

明細、明3かた口座の入出金がな11月は省略して  
おります。(担当者                     )

三菱東京UFJ銀行

00194 B5 05.10 920

元帳 ( 摘要 )

口座番号	氏名	商品区分	取引日	(起算日) 支払金額	入金金額 (起算日)	税区分		元帳残高	前回移動日		記帳場所	代理店	挿入番号 預入期間	利率	摘要	
						税区分	税区分		満期日	建替日						
654305		12	6*		15000	02	02	10333163123132								
			7*		7000	02	02	331								
			9*	110000	25000	02	02	25331								
			111*		9500	02	02	34831								
			113*		45000	02	02	79831								
654305		12	118*		30000	02	02	109831								
			126		1000	02	02	831								
			130*	110000	187500	02	02	188331								
			131*		150000	02	02									
			131	338000		02	02	331								

